

どうしたらいいの？ワンクリック請求

Q. 登録料を〇日以内に支払え、支払わない場合は指定業者に債権の回収を委託する等の請求画面が表示されたが、支払わなくてはならないの？

アドバイス

身に覚えのない請求は、無視しましょう！

一方的に入会等の登録をされた場合、『契約』は成立していないので、支払いの義務はありません。同意したかのように見せかけた画面が表示されることもありますが、無視して大丈夫です。



Q. でも、個人情報を知られてしまったのでは？なんか困ったことになりそうで怖い…

アドバイス

心配いりません。個人情報は知られていません。

「個人を特定したぞ」と見せかけてユーザーを不安にさせ、「払わなければいけない」と思わせるのがワンクリック請求の手口です。でもIPアドレスやメールアドレスだけでは、住所や氏名などの個人情報が相手に知られることはないので安心してください。

Q. 無視しようとしたけれど、請求画面が消えなくなってしまった。どうしよう…

アドバイス

パソコンを再起動しても不当請求の画面が消えない、または数分おきに表示されるという状態はコンピュータウイルスによるもので、システムの復旧作業等が必要になります。また、スマートフォンの場合には機種によっても対処法が異なります。詳しくは下記ウェブサイトを参考にしてください。

IPA 独立行政法人 情報処理推進機構

参考1. windowsでの「システムの復元」の実施手順

<http://www.ipa.go.jp/security/restore/>

参考2. [注意喚起] ワンクリック請求に関する相談急増！パソコン利用者にとっての対策は、まずは手口を知ることから！

<http://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>

参考3. 2013年5月の呼びかけ「スマホにおける新たなワンクリック請求の手口に気を付けよう！」

<http://www.ipa.go.jp/security/txt/2013/05outline.html>



画面が消えないからといって、お金を支払う、業者に連絡をとる、または、退会画面から手続きをするなどの行為は絶対にしないでください。それによって、あなたの個人情報が相手に知られ、さらにトラブルを招く可能性があります。



このようなトラブルで「判断に迷う」、「不安だ」というときには…

★まず最寄りの公的機関の相談窓口にご相談ください。(巻末掲載)

※ウェブでこのようなトラブルを検索すると、「解決します ¥0」「相談無料」等とうたった民間業者のサイトがたくさん出てきますが、中には被害救済を装った悪質な業者もあるので気をつけましょう。

トラブルにあったみなさんの被害報告が、よりよい社会(悪質サイト摘発等)をつくれます。

サイバー犯罪についての
情報提供にご協力ください

愛知県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課
052-951-1611(代表)

もっと詳しく学ぶには⇒ 愛知県警察 サイバー犯罪に関する情報・相談

<http://www.pref.aichi.jp/police/anzen/cyber/soudan/index.html>